

資 料 編

第7編 資料編

2. 協定等	83
資料第64 : 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	83
資料第65 : 千葉県広域消防相互応援協定書	85
資料第66 : 千葉県水道災害相互応援協定	87
資料第67 : 災害時における放送要請に関する協定	89
資料第68 : 災害時における放送要請に関する協定締結に関する覚書	90
資料第69 : 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	91
資料第70 : 災害時等における燃料供給等に関する協定書(河野石油)	98
資料第71 : 災害時等における燃料供給等に関する協定書(松井商店)	101
資料第72 : 災害時におけるエルピーガスの供給等に関する協定書	104
資料第73 : 災害時における畳の提供等に関する協定	107
資料第74 : 災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書	112

2. 協定等

資料第64：災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。
- 3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合はその旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

資料第65：千葉県広域消防相互応援協定書

千葉県広域消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、大規模災害、産業災害、その他の災害（以下「災害」という。）の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援
- (3) 航空特別応援前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長からの電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所
- (3) 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
- (4) その他必要な事項

2 普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長に通報するものとする。

3 応援隊の隊数については、応援側市町村等の長と要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 法第24条の4の規定に基づく応援隊の指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長に指揮命令するいとまがない場合は、直接応援隊員に命令することができる。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場到着、引き揚げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害補償等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。
- (3) 前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

第9条 航空特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(委任)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附 則

- 1 この協定は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年4月1日締結の協定は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を5通作成し、記名押印のうえ、千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各1通所持するものとする。

平成4年4月1日

資料第66：千葉県水道災害相互応援協定

千葉県水道災害相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、千葉県内の水道事業体及び水道用水供給事業体並びに、鋸南町（以下「事業体等」という。）が、千葉県（以下「県」という。）の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 災害が発生した場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領」の非常時の連絡先（以下「連絡体制」という。）による。

(応 援)

第3条 被災事業体等が、他の事業体等の応援を求めようとするときは、法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は被災事業体等からの要請に基づいて応援の調整を行うとともに、他の事業体等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業体等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第4条 被災事業体等が、県に応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により防災ファックス等を用いて要請するものとする。

また、被災事業体等の判断により県を通さず応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

(応援の内容)

第5条 事業体等が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資器材の供出

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災事業体等、応援事業体等及び県の協議による。

(緊急連絡管の活用)

第6条 応援給水に当たっては、緊急連絡管の有効活用を図るものとする。

なお、当該費用の負担については、当該事業体等の間で協議により定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 事業体等は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、その結果を応援物資等調査表（別記第2号、第3号様式）により、毎年4月末日までに県に提出するものとする。

2 県は、前項の応援物資等調査表を取りまとめ整理の上、事業体等に送付するものとする。

(応援体制)

第8条 応援事業体等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援事業体等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第9条 被応援事業体等は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍のあつせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援事業体等は、資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応急給水、応急復旧、応急復旧用資器材に要する費用は、被応援事業体等が負担する。

(2) 応援事業体等の職員を派遣するに要する経費は、応援事業体等が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体等の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援事業体等が、被応援事業体等への往復途中に生じたものについては、応援事業体等がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係事業体等が協議して定めるものとする。

(協 議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、事業体等を「甲」とし、県を「乙」として本書66通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成7年11月2日

資料第67：災害時における放送要請に関する協定

災害時における放送要請に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定により、千葉県知事が日本放送協会千葉放送局（以下「NHK千葉放送局」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 千葉県知事は、法第55条の規定による通知又は要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、NHK千葉放送局に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 千葉県知事は、NHK千葉放送局に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要事項

(放送の実施)

第4条 NHK千葉放送局は、千葉県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、千葉県企画部広報課長及びNHK千葉放送局放送部長を連絡責任者とする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は千葉県知事及びNHK千葉放送局が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和55年5月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当時者記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和55年5月1日

甲 千葉県千葉市市場町1番1号
千葉県知事 川上 紀 一

乙 千葉市中央4-14
日本放送協会千葉放送局
千葉放送局長 大岡 護 一

資料第68：災害時における放送要請に関する協定締結に関する覚書

災害時における放送要請に関する協定締結に関する覚書

昭和55年5月1日締結の「災害時における放送要請に関する協定（以下「協定」という。）」に基づく連絡放送等を円滑に行うため、次のとおり約定する。

1. 放送要請の範囲

千葉県知事（以下「甲」という。）が、協定第2条に基づき日本放送協会千葉放送局（以下「乙」という。）に行う放送要請の範囲は次のとおりとする。

- (1) 水防法に基づき千葉県知事が発令する水防警報
- (2) 知事又は市町村長による避難の勧告又は指示
- (3) 知事（災害対策本部長）が発令する職員の非常配備態勢（千葉県警察本部を含む。）
- (4) 予想される災害の事態及びこれに対して千葉県又は市町村のとるべき措置のうち緊急に伝達する必要のある事項

2. 放送設備の保管場所の確保

甲は乙の使用する放送設備を収納する保管庫の設置場所を千葉県災害対策本部の直近に確保する。

3. 放送用非常電源の確保

甲は乙の使用する放送設備用の非常電源を千葉県災害対策本部の直近に確保する。ただし、電源容量は交流100ボルト、1アンペア、50サイクルとする。

4. 情報伝達手段の確保

非常災害時の情報伝達手段を確保するため甲は乙の局舎内に千葉県防災行政無線を設置する。通信が不能となった場合は、千葉県防災相互通信用無線機をもって代替通信する。

5. 千葉県防災行政無線電話機の設置・維持管理については、別に定めるところによる。

6. その他

この覚書について疑義を生じた場合は、そのつど両者で協議して処理する。
この覚書を2通作成し、甲乙各1通保有するものとする。

昭和55年5月21日

甲 千葉県千葉市市場町1番1号
千葉県知事 川上 紀 一

乙 千葉市中央4-14
日本放送協会千葉放送局
千葉放送局長 大岡 護 一

資料第69：災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

鋸南町（以下「甲」という。）と株式会社セブン－イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり協定書を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、

乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）鋸南町に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）鋸南町以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あつせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

- （1）食料品
- （2）飲料品
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

(調達物資の数量)

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

(要請の方法)

第4条 第1条の要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）」により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上引渡しを受けけるものとする。

(費用)

第7条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。なお、予算措置を伴う場合はこの限りではない。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

(情報提供)

第8条 甲は、平時または災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供する

ことができるものとし、乙は提供を受けた情報等を来店者等に対し、情報提供するものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第9条 甲は、町民の生活安定を確保するため、乙に対して乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、この協定書の成立にかかる連絡責任者を協定書締結後速やかに「連絡責任者届(別紙3)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定書の有効期限は平成27年10月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定書解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第14条 この協定書を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年10月 1日

甲 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458番地
鋸南町
鋸南町長 白石 治和

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 井 阪 隆 一

別紙1

物資発注書

年 月 日

会社名 株式会社 セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役社長 様

担当部署 オペレーション本部 千葉南茨城ゾーン

鋸南町長

災害時における物資の調達要請について

「災害時の物資供給に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定書第4条により、本要請に対する貴社の措置状況等を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日まで			

※要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先
鋸南町 総務企画課

担当

電話番号 0470-55-2111

(内線) 223

別紙2

物資調達可能数量・措置の状況報告

年 月 日

鋸南町長様

会社名 株式会社 セブン-イレブン・ジャパン

担当部署:オペレーション本部 千葉南茨城ゾーン

「災害時の物資供給に関する協定」(第4条)に基づき、当社の
(物資調達可能数・措置の状況)を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量又は措置の状況

発災直後 (月 日 時)		発災後 日以降 (月 日 時)	
供給物資の種類(品目)	調達可能数量 又は措置の状況	供給物資の種類(品目)	調達可能数量 又は措置の状況
(主食+副食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップ味噌汁 カップラーメン レトルト食品			
(飲料) 水 (500ml) 水 (1L) お茶 (500ml) お茶 (1L) 飲料水			
(日用品) 歯ブラシ 石鹸 洗剤 タオル ティッシュ(ボックス) ティッシュ(ポケット) ティッシュ(ウエット) ライター ろうそく 生理用品 子供用オムツ L・M カップ スプーン 割り箸 懐中電灯 軍手 乾電池(単1 個入り) 乾電池(単2 個入り) 乾電池(単3 個入り)			
(その他)			

注: 協定書第3条及び第4条による物資調達可能数量の報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの
最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2: 物資の搬入場所・方法(いずれかに○をつける)

① 町災害対策本部まで当社が搬入する ② 当社指定場所で町に引渡し ③ その他(町が指定する場所で引渡し等)
搬入方法 (陸路 空路)

連絡責任者届

【鋸南町】

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者		
担当部署・役職		
TEL		
FAX		
携帯		
Eメールアドレス		

※休日:

受付時間:

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者		
担当部署・役職		
TEL		
FAX		
携帯		
Eメールアドレス		

【株式会社セブン-イレブン・ジャパン】

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者		
担当部署・役職		
TEL		
FAX		
携帯		
Eメールアドレス		

※休日:

受付時間:

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者		
担当部署・役職		
TEL		
FAX		
携帯		
Eメールアドレス		

資料第70：災害時等における燃料供給等に関する協定書(河野石油)

災害時等における燃料供給等に関する協定書

鋸南町（以下「甲」という。）と河野石油 有限会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の行う応急措置業務等を支援し、町民生活の早期安定を図るため、燃料等の優先供給及び応急措置資機材の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、乙に対して燃料等の優先供給及び応急措置資機材の提供を協力要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（燃料等の種類）

第4条 甲が乙に優先供給（燃料の仕入れを含む。）を要請する燃料は、ガソリン、軽油、灯油及び重油とする。

2 その他緊急に必要な物についても、乙は支障のない範囲で、優先供給の要請に応ずるものとする。

（応急措置資機材の種類）

第5条 応急措置資機材の種類は、ジャッキ、工具等とする。

（要請の方法等）

第6条 第2条の要請は、原則として災害時等燃料供給等要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに災害時等燃料供給等要請書を提出するものとする。

2 要請に当たっては、甲は協力を要請する期間その他必要な事項を乙に連絡するものとする。

3 前項の協力を要請する期間は、災害の状況により甲が必要と認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。

（補償）

第7条 提供された応急措置資機材が破損、紛失等した場合の経費は、乙の請求に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項の経費、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

（燃料等の納品）

第8条 燃料等の納品場所は、甲が指定するものとし、甲が当該納品場所へ職員を派遣し、要請した燃料等を確認の上、乙が納品するものとする。

（燃料等の価格）

第9条 甲が乙に支払う燃料は、直近に契約した燃料単価契約の価格とする。

2 燃料以外の物の価格は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

（経費の請求）

第10条 燃料等の経費は、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払)

第11条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第12条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者を定めるとともに、災害時等は連絡調整員を速やかに定めるものとする。

(報告等)

第13条 連絡責任者は、災害時等に支障を来さないよう、定期的に連絡体制、連絡方法等について協議することとし、その相互確認に努めるものとする。

第14条 この協定の実施に関し必要な細部手続及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定締結の日かたその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年2月27日

甲 鋸南町長 白石 治 和

乙 鋸南町小保田178
河野石油 有限会社
代表取締役 河野正明

様式（第6条関係）

年 月 日

災害時等燃料供給等要請書

様

鋸南町長

災害時等における燃料供給等に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり燃料の供給等について要請する。

記

- 1 災害等の状況及び要請する理由
- 2 協力要請期間
- 3 供給燃料等の種類及び数量
- 4 応急措置資機材の種類及び数量
- 5 その他必要な事項

資料第71：災害時等における燃料供給等に関する協定書(松井商店)

災害時等における燃料供給等に関する協定書

鋸南町（以下「甲」という。）と有限会社 松井商店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の行う応急措置業務等を支援し、町民生活の早期安定を図るため、燃料等の優先供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、乙に対して燃料等の優先供給について協力要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（燃料等の種類）

第4条 甲が乙に優先供給（燃料の仕入れを含む。）を要請する燃料は、ガソリン、軽油、灯油及び重油とする。

2 その他緊急に必要な物についても、乙は支障のない範囲で、優先供給の要請に応ずるものとする。

（要請の方法等）

第5条 第2条の要請は、原則として災害時等燃料供給等要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに災害時等燃料供給等要請書を提出するものとする。

2 要請に当たっては、甲は協力を要請する期間その他必要な事項を乙に連絡するものとする。

3 前項の協力を要請する期間は、災害の状況により甲が必要と認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。

（燃料等の納品）

第6条 燃料等の納品場所は、甲が指定するものとし、甲が当該納品場所へ職員を派遣し、要請した燃料等を確認の上、乙が納品するものとする。

（燃料等の価格）

第7条 甲が乙に支払う燃料は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

（経費の請求）

第8条 燃料等の経費は、乙の作成した請求書により請求するものとする。

（経費の支払）

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第10条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者を定めるとともに、災害時等は連絡調整員を速やかに定めるものとする。

(報告等)

第11条 連絡責任者は、災害時等に支障を来さないよう、定期的に連絡体制、連絡方法等について協議することとし、その相互確認に努めるものとする。

第12条 この協定の実施に関し必要な細部手続及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年6月1日

甲 鋸南町長 白石 治 和

乙 鋸南町勝山351-2
有限会社 松井商店
代表取締役 松井 旭

様式（第5条関係）

年 月 日

災害時等燃料供給等要請書

様

鋸南町長

災害時等における燃料供給等に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり燃料の供給等について要請する。

記

- 1 災害等の状況及び要請する理由
- 2 協力要請期間
- 3 供給燃料等の種類及び数量
- 4 その他必要な事項

資料第72：災害時におけるエルピーガスの供給等に関する協定書

災害時におけるエルピーガスの供給等に関する協定書

鋸南町（以下「甲」という。）と千葉県エルピーガス協会安房支部（以下「乙」という。）は、鋸南町内で地震・風水害等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、災害応急対策又は災害復旧に必要なエルピーガスの調達及び供給に関して次のとおり協定を締結する。

（町の要請）

第1条 甲は、災害時にエルピーガスを調達する必要があるときは、乙に対し、エルピーガスの供給を要請するものとする。

2 乙は、災害時に甲からエルピーガスの供給を要請されたときは、優先的に供給するものとし、エルピーガスの供給に当たっては、次のとおりとする。

(1) 甲がエルピーガスの使用に際して必要なコンロ及びガスストーブ等の消費用機材、管、ホース、止め金具、継ぎ手等の供給用機材並びにボンベ固定機材等の設営用機材（以下「必要機材等」という。）の供給、運搬又は設置を要請したときは、乙は積極的に協力するものとし、乙の指定する者が実施するものとする。

(2) エルピーガス及び必要機材等の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、数量等を確認のうえ、引き取るものとする。

(3) 乙がエルピーガスの運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するものとする。

（経費の負担）

第2条 前条の規定により要した経費については、甲が負担するものとし、その費用は、乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲が乙と協議のうえ、決定するものとする。

(代金の支払い)

第3条 甲は、エルピーガスの納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(連絡先等確認)

第4条 エルピーガスの要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(履行義務の免除)

第5条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議事項)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がない時は、さらに一年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年3月27日

甲 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3, 458番地
鋸南町

鋸南町長 白石 治 和

乙 千葉県鴨川市花房460番地

千葉県エルピーガス協会安房支部

支 部 長 鈴木 夙

資料第73：災害時における畳の提供等に関する協定

災害時における畳の提供等に関する協定

鋸南町（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、鋸南町内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）における避難所等に対する、畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は災害発生時に、被災者の救援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。

（災害時の協力依頼）

第2条 災害時において甲が畳を必要とするときは、甲は乙に対して必要数・日時・場所等を様式1により依頼するものとする。ただし、緊急の場合、乙は甲の要請がなくても協力できるものとする。

（協力内容及び報告）

第3条 甲が乙に対して、畳の提供を依頼した場合、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2 甲と乙は協力して次の作業を行う。

（1）畳の調達

（2）避難所等までの畳の輸送

（3）利用後の畳の処理

3 乙は前項の作業を完了した時は、速やかに様式2によりその状況を報告するものとする。ただし、文書で報告する余裕が無いときは、口頭で報告し、その後文書を提出するものとする。

（費用）

第4条 畳の提供等に関する費用は無償とする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（訓練への参加）

第6条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年3月25日

甲 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458番地

鋸南町

鋸南町長

乙 神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号

5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会

委員長

災害時における畳の提供等に関する協定書 付属書

甲・乙それぞれの連絡責任者は次のとおりとする。

1 甲（鋸南町）

連絡責任者	総務企画課長		
電 話	0470-55-4801	F A X	0470-55-1342
メールアドレス	soumukanri@town.kyonan.chiba.jp		

2 乙（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）

第1連絡責任者

実行委員会職名	千葉県幹事	氏 名	長田 久富 (オサダ ヒサトミ)
電 話	0470-20-5280	携 帯 電 話	090-2328-0007
F A X	0470-20-5270		
会 社 名	有限会社オサダ		
メールアドレス	osada@tatami-nihon1.com		

第2連絡責任者

実行委員会職名	委員長	氏 名	前田 敏康
電 話	078-578-0172	携 帯 電 話	090-8983-0353
F A X	078-578-0173		
会 社 名	株式会社前田畳製作所 代表取締役		
メールアドレス	info@tataminoyakusoku.net		

(様式第1号)

年 月 日

5日で5000枚の約束。

プロジェクト実行委員会 様

鋸南町長

災害時における畳の提供等に関する協力要請について

このことについて、「災害時における畳の提供等に関する協定書」第2条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 畳の調達

畳輸送場所（避難所等）	畳枚数	備考

2 その他（特記事項）

以上

(様式第2号)

年 月 日

鋸南町長 様

5日で5000枚の約束。
プロジェクト実行委員会災害時における畳の提供等に関する協力要請に基づく実施状況の報告
について

このことについて、「災害時における畳の提供等に関する協定書」第3条3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 畳の調達

完了日時	畳輸送場所（避難所等）	畳枚数	備考

2 その他（特記事項）

以上

資料第74：災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書

災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書

千葉県鋸南町（以下「甲」という。）と千葉県理容生活衛生同業組合館山支部（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する理容生活衛生関係業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時における避難者の生活衛生の向上を図るために必要な業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、業務を実施する必要があると認めたとき、乙に協力を要請することができるものとする。

2 要請は文書（第1号様式）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（業務の提供）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）避難所等での理容ボランティアの実施
- （2）救援物資の提供

（業務の提供及び報告）

第4条 乙は、甲から第2条に定める要請があったときは、組合内の調整をおこなったうえで、業務の提供を行う組合員を決定するものとする。

2 前項で決定された組合員は、可能な限り、避難所又は組合員の営業施設等において第

3条に定める業務の提供を行うものとする。

- 3 前項の業務の提供を行った組合員は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況（第2号様式）を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。但し、乙が業務を提供するために要した化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）にかかる費用は甲の負担とする。

- 2 前項の費用は、当該消耗品の災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第6条 乙は、業務の終了後、前条第2項の消耗品価格に関する明細書を添付のうえ甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。但し、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年4月13日

甲 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458番地

鋸南町

鋸南町長

印

乙 千葉県館山市亀ヶ原1072

千葉県理容生活衛生同業組合館山支部

支部長

印

第1号様式（第2条関係）

鋸総企第 号

平成 年 月 日

千葉県理容生活衛生同業組合

館山支部長 殿

鋸南町長

理容サービス業務要請書

記

希 望 実 施 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実 施 場 所	住所： (施設名等：)
業 務 提 供 希 望 者 数	約 人
備 考	

※連絡先

部 署 : _____ 電 話 : _____
担 当 : _____ F A X : _____

第2号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

鋸南町長 殿

千葉県理容生活衛生同業組合
館山支部長

理容サービス業務提供報告書

年 月 日付、理容サービス業務要請書に基づき、業務を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

実 施 日 時	年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで	
実 施 場 所	住所： (施設名等：)	
業務提供を受けた人数 及び業務内訳	人	
	内 訳	
業 務 従 事 者	人	
備 考		

※連絡先：担当者 _____ 電 話： _____

FAX： _____